

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

被災児童生徒就学支援等事業は、東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難な子どもを対象に全額国庫負担による単年度の交付金事業として、東日本大震災から 14 年が経過した令和 7 年度も東日本大震災復興特別会計に 5 億円余が予算計上されている。

この交付金事業により、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、各種学校の授業料減免などが実施されており、被災した子どもたちにとって、学校で学ぶために極めて有効な支援となっている。

政府は、令和 3 年 3 月 9 日、復興・創生期間後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について閣議決定し、令和 3 年度から 7 年度までの 5 年間で新たな復興期間として第 2 期復興・創生期間と位置付け、令和 3 年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組を進めており、子どもの就学支援についても支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続することを示している。

令和 7 年度においても、原子力災害被災地域の小・中・高等学校、特別支援学校、各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業は継続となったが、福島県では、令和 6 年 4 月 1 日時点で約 3,000 人もの子どもたちが県内外で避難生活を送っており、その多くは経済的な支援を必要としていることから、学校現場からも事業の継続が強く望まれている。

しかし、事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了もしくは規模が縮小することとなれば、財源は自治体負担となり、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることが危惧される。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されているが、引き続き被災者に寄り添う被災児童生徒就学支援等事業による長期的な就学支援は必要である。

よって、政府においては、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、必要な財政措置を行い、令和 8 年度においても、全額国費で支援する被災児童生徒就学支援等事業の継続と十分な就学支援に必要な予算を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

福島市議会議長 萩原 太郎

内閣総務大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
復興大臣

あて

以上、提案する。

令和7年6月18日

提出者

福島市議会議員

高木直人
遠藤幸一
佐藤勢彦
川又康彦
佐々木優人
大平洋人
穴戸一照
半沢正典